# 小田原市ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

**第１条**　本会は、小田原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（事務局）

**第２条**　センターは、事務局を神奈川県小田原市南町２丁目１－６０におく。

（センターの目的）

**第３条**　センターは、育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「支援会員」という。）が、互いに自発性、責任性を持ち、相互援助活動を行うことを通して、働く者が仕事と育児を両立し、また、子育ての負担や不安感を軽減できる環境づくりを資することを目的とする。

（センターの業務）

**第４条**　センターは次の業務を行う。

（１）　会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務。

（２）　支援会員に対して、相互援助に必要な知識を付与するための研修実施業務。

（３）　相互援助活動の調整に関する業務。

（４）　産前産後家事支援活動の調整に関する業務。

（５）　会員相互の交流、情報交換の場を提供するための交流会実施業務。

（６）　地域リーダーの育成および情報交換業務。

（７）　関係機関との連絡調整業務。

（８）　広報業務。

（９）　前各号に掲げる業務のほか、センターの目的の達成に必要な業務。

（アドバイザー）

**第５条**　センターは、前条の事業を行うため、アドバイザーを置く。

２　アドバイザーは、支援活動を円滑に行なうため必要があると認められる場合には、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任して当該グループ内の支援活動の調整を行わせることができる。

（会員）

**第６条**　会員は、センターの設置の趣旨を理解し、相互に援助活動を行う。

２　会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

（１）　小田原市内に在住・在勤又は在学等していること。

（２）　援助活動に関し、理解と熱意を有すること。

（３）　支援会員にあっては、心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。

（４）　依頼会員にあっては、原則として依頼会員と同居している親族であって出生後３か月から小学校６年生までの乳児、幼児又は児童（以下「児童等」という。）を有すること。

（５）　産前産後家事支援活動の対象となるのは、原則として依頼会員本人又は同居している親族が出産予定日前４週目に当たる日から出産日後１２週間目に当たる日までの期間内（以下「産前産後」という。）の者であること。

３　支援会員と依頼会員は、これを兼ねることができる（以下「両方会員」とよぶ。）。

（公印）

**第７条**　公印はセンター印とする。

２　前項の公印の名称、形式、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

（入会）

**第８条**　会員として入会しようとする者は、所定の会員登録票（様式第１号、様式第２号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

２　支援会員は、入会に際してセンターの実施する研修会を受けなければならない。

３　依頼会員は、入会に際してセンターの実施する説明会を受けなければならない。

４　センターは、第１項の承認を受けた会員に対し、小田原市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第３号、様式第４号。以下「会員証」という。）を交付する。

（退会）

**第９条**　会員が退会しようとするときは、退会届出書（様式第５号）をセンターに届け出なければならない。

２　会員は、退会に際して、会員証を返還しなければならない。

（禁止事項）

**第１０条**　会員は、次の各号に掲げる事をしてはならない。

（１）政治活動、宗教の勧誘、営利目的の活動。

（２）相互援助活動により知りえた家庭の事情等を他に漏らすこと。

（３）その他、設立趣旨、目的に反すると思われること。

（会員の資格喪失）

**第１１条**　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

（１）　この会則に違反したとき。

（２）　会員となる要件を満たさなくなったとき。

（活動内容）

**第１２条**　会員が行う相互援助活動は、次のとおりとする。

（１）　保育施設等の保育等開始時まで児童等を預かること。

（２）　保育施設等の保育等終了後から児童等を預かること。

（３）　保育施設等への送迎を行うこと。

（４）　放課後児童クラブ終了後、児童等を預かること。

（５）　学校の放課後、児童等を預かること。

（６）　産前産後の依頼会員への家事支援を行うこと。

（７）　その他、依頼会員の仕事と育児の両立のため、又は子育ての負担や不安感を軽減するために、臨時的、突発的に児童等を預かること等。

２　児童等を預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定するものとする。

３　児童等の宿泊を伴う相互援助活動は、原則的に行わないものとする。

（相互援助活動の実施方法）

**第１３条**　依頼会員が相互援助活動を必要とする場合は、センターに申し込みをするものとする。

２　依頼会員から援助の申し込みを受けたセンターは、相互援助活動の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込み内容にふさわしいと認められる支援会員に連絡する。

３　アドバイザーは、支援会員及び依頼会員と、事前打合せ票（様式第６号）により事前打合せを十分に行い、お互いに納得した上で相互援助活動を開始するものとする。

４　依頼会員は、原則として依頼内容以外の相互援助活動を求めてはならない。

５　支援会員は、相互援助活動終了後、援助活動報告書（様式第７号）に記入し、依頼会員の確認を受け、翌月５日までに、センターに提出しなければならない。

（利用料金等）

**第１４条**　依頼会員は、支援会員に対し、相互援助活動終了後別表に定める基準に従って、速やかに利用料金等を支払うものとする。

（保険）

**第１５条**　会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

（守秘義務）

**第１６条**　会員は、相互援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

**付　則**

この会則は、平成２０年４月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、平成２１年４月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、平成２３年１０月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、平成２６年４月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、平成２９年１１月２０日から施行する。

**付　則**

この会則は、令和２年１０月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、令和３年４月１日から施行する。

**付　則**

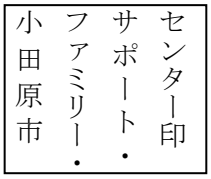
この会則は、令和４年３月１日から施行する。

**付　則**

この会則は、令和７年３月１８日から施行する。

別表（第７条関係）

| 公印の名称 | 形式 | 書体 | 寸法 |
| --- | --- | --- | --- |
| 小田原市ファミリー・サポート・センター印 | １ | てん書 | 方 21ｍｍ |



別表（第１４条関係）

小田原市ファミリー・サポート・センター利用料金等に関する基準

１　利用料金の基準

依頼会員が支援会員に支払う利用料金は、次のとおりとする。

| 活動日 | 活動時間 | 利用料金 |
|---|---|---|
| 平　日 | ７時～１９時 | ３５０円 |
| | 上記以外 | ４５０円 |
| 土曜日、日曜日、祝祭日 | 終日 | ４５０円 |
| 年末年始（１２月２９日～１月３日） | 終日 | ４５０円 |

（１）　３０分あたりの金額とする。なお、３０分に満たない場合でも同額とする。

（２）　複数の児童等を預ける場合は、２人目から半額（１０円未満切捨て）とする。

２　取消し

依頼会員が相互援助活動の依頼を取り消す場合は、次のとおりの取り消し料を支援会員に支払うものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 依頼予定日の前日までの取消し | | 無　料 |
| 当日の取消し | 当初活動予定時間が 30 分以上の場合 | １時間あたりの利用料金 |
| | 当初活動予定時間が 30 分未満の場合 | 予定利用料金全額 |
| 無断取消し | | 予定利用料金全額 |
| 災害等の理由により、相互援助活動を行うことができない場合の取消し | | 無　料 |

３　その他費用

依頼会員は、相互援助活動に要した次の費用を支援会員に支払うものとする。

（１）　児童等の送迎等に係る交通費

公共交通機関等を利用した場合は、実費を支払うものとする。

（２）　支援会員が用意した飲食物、おむつ代等

食事代１食３００円、おやつ代１食１００円、その他購入したものについては実費を支払うものとする。

４　支払い

利用料金等の授受は、原則として相互援助活動終了後、速やかに会員間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合はセンターが仲介することもできる。

**様式第１号**（第８条関係）

| 会員番号 |
| --- |
| |

写真

# 依　頼　会　員　登　録　票

年　　月　　日

| | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | | 男・女 | 住所 | 〒<br>小田原市 |
| 氏　名 | | | | |
| 自宅℡： | | FAX： | | 携帯℡： |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年齢 | | 歳（登録時） |
| 同居家族 | 配偶者　→　有　・　無<br>子　供　→　　人<br>その他　（　　）<br>（　　） | 職　業 | | １雇用労働者　→　フルタイム　・　パート<br>２自営業　（　　）<br>３無　職<br>４その他　（　　） |
| 自宅から最寄りの駅・バス停 | | | | （徒歩　　分） |
| 本人の勤務先 | 名称 | | | |
| | ℡ | | | |
| 連絡先 | | 連絡先 | | |

| 援助が必要な子供（ふりがな） | 生年月日 | 保育園（幼稚園）名等 | 備　　考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 男<br>女 | ・　・<br>（　　歳） | | |
| 男<br>女 | ・　・<br>（　　歳） | | |
| 男<br>女 | ・　・<br>（　　歳） | | |

| 事務局記入欄 | 特記事項 |
| --- | --- |
| | |

**様式第２号**（第８条関係）

| 会員番号 |
| --- |
| |

写真

# 支　援　会　員　登　録　票

年　　月　　日

| | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | | 男・女 | 住所 | 〒<br>小田原市 |
| 氏　名 | | | | |
| 自宅℡： | | FAX： | | 携帯℡： |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年齢 | | 歳（登録時） |
| 同居家族 | 配偶者　→　　有　・　無<br>子　供　　（　　）人<br>(年齢・性別)<br>その他　（　　） | 職業 | | １雇用労働者　→　フルタイム　・　パート<br>２自営業　（　　）<br>３無　職<br>４その他　（　　） |
| ペット | | | | |
| 自宅から最寄りの駅・バス停 | | | | （徒歩　　分） |
| 資格・免許 | 1.自動車運転免許　2.保育士　3.幼稚園教諭　4.小・中・高校教諭<br>5.保健師　6.看護師　7.助産師　8.栄養士　9.ヘルパー２・３級<br>10.その他（ボランティア経験等）〔　　〕 | | | |
| 援助できる日時<br>希望等 | | | | |
| 自宅周辺の地図 | | 事務局記入欄 | | |

**様式第３号**（第８条関係）

| 会員番号 | |
|---|---|

小田原市ファミリー・サポート・センター会員証

（　依頼会員用　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（生年月日　　年　　月　　日）

上記の者はファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

交付期日　　年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　　㊞

表　面

依頼会員としての注意事項

１本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。

２アドバイザーまたは地域リーダーへの活動依頼のない援助活動については、補償保険は適用されません。

３この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンター（アドバイザー）に連絡してください。

４この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。

５退会するときは、必ず会員証をお返しください。

＜事務局＞

TEL：070-1396-1537

〒250-0013　小田原市南町２丁目１－60

裏　面

**様式第４号**（第８条関係）

| 会員番号 | |
|---|---|

小田原市ファミリー・サポート・センター会員証

（　支援会員用　）

住所　小田原市

氏名　　（生年月日　　年　　月　　日）

上記の者はファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

交付期日　　年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　　㊞

表　面

支援会員としての注意事項

１本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。
２援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにアドバイザーまたは地域リーダーおよび依頼会員に連絡してください。
３センター（アドバイザー）への活動報告書の提出のない活動については、補償保険は適用されません。
４この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンター（アドバイザー）も連絡してください。
５この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。
６退会するときは、必ず会員証をお返しください。

＜事務局＞

TEL：070-1396-1537

〒250-0013　小田原市南町２丁目１－60

裏　面

**様式第５号**（第９条関係）

# 退会届出書

年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　様

小田原市ファミリー・サポート・センターを退会いたしますので、届出いたします。

会　員　番　号

区　　分　　支援会員　・　依頼会員

名前（ふりがな）　　（　　）

住　　所

生　年　月　日　　年　　月　　日

会員証の返却　　あり　・　なし

| 事務局記入欄 |
| --- |
| |

様式第６号（第１３条関係）

# 小田原市ファミリー・サポート・センター事 前 打 合 せ 票

打合せ実施日時　　年　月　日　時　分　アドバイザー氏名

| 依頼会員 | 会員番号 | | 支援会員 | 会員番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏　名 | | | 氏　名 | | |
| 住　所 | | | 住　所 | | |
| 自宅ＴＥＬ | | | 自宅ＴＥＬ | | |
| 携帯ＴＥＬ | | | 携帯ＴＥＬ | | |
| | | | | | |
| 緊急連絡先 氏　名 | | | 緊急連絡先 氏　名 | | |
| 緊急連絡先 電話番号 | | | 緊急連絡先 電話番号 | | |
| ふりがな | | | 生年月日 | 年　月　日 | |
| 子供の名前 | | | 年　齢 | 歳　ヵ月 | |
| 呼び名 | | | 血液型・平熱 | 型　・　℃ | |
| 保育施設 学校等 | 名　称 | | 住　所 | | |
| | 電話番号 | | 学年組 | 担任　先生 | |
| かかりつけ医院 | 名　称 | | 電話番号 | | |
| 依頼内容 | | | | | |
| 食事（あてはまる項目に○をつけてください） | 食　事 | なし・依頼会員用意・支援会員用意（　） | | | |
| | おやつ | なし・依頼会員用意・支援会員用意（　） | | | |
| | 哺　乳 | なし・ミルク（　cc）・母乳 | | | |
| | 離乳の完了 | 未・済 | | | |
| | 好き嫌い等 | | | | |
| アレルギー | 無・有（種類：　） | | | | |
| 健康面で注意してほしいこと | | | | | |
| 伝えておきたいこと | | | | | |
| 睡　眠 | 午前　時頃：午後　時頃：寝る時必要な物（　） | | | | |
| 好きな遊びなど | | | | | |
| 排　泄 | ・おむつ　・トイレトレーニング中<br>・トイレでできる（自分で・手助けしてもらいながら）<br>・１人でできないが、教える（教える表現：　）<br>・その他（　） | | | | |
| 施設等との顔合せ | 必要ない・必要　用意するもの（　） | | | | |
| チャイルドシート | 必要ない・必要（依頼会員用意・支援会員用意・ファミサポより貸し出し） | | | | |
| その他特記事項 | | | | | |

様式第７号（第１３条関係）

小田原市ファミリー・サポート・センター　　**援助活動報告書**

| | 会員番号 | 住所 | 氏名 | 子どもの名前 | 子どもの年齢 |
|---|---|---|---|---|---|
| 依頼会員 | | 〒<br>小田原市<br>TEL　（　） | | | 歳 |

| 年・月・日 | 曜日 | 活動時間 | 時間数<br>利用料金 | 活動内容 | 交通費 | その他 | 計 | 確認欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 午前　午前<br>：　～　：<br>午後　午後 | 時間　分<br>円 | | 円 | 代<br>円 | 円 | |
| | | 午前　午前<br>：　～　：<br>午後　午後 | 時間　分<br>円 | | 円 | 代<br>円 | 円 | |
| | | 午前　午前<br>：　～　：<br>午後　午後 | 時間　分<br>円 | | 円 | 代<br>円 | 円 | |
| | | 午前　午前<br>：　～　：<br>午後　午後 | 時間　分<br>円 | | 円 | 代<br>円 | 円 | |
| | | 午前　午前<br>：　～　：<br>午後　午後 | 時間　分<br>円 | | 円 | 代<br>円 | 円 | |
| 計 | | 活動日数　　日 | 円 | 備考 | 円 | 円 | 円 | |

【記録】子どもの様子などをお書きください。

| | 会員番号 | 氏名 |
|---|---|---|
| 支援会員 | | |

上記のとおり報告します。

※⑴この報告書は毎月５日までに提出してください。
　⑵この報告書は３枚複写して、１枚目はセンター事務局に提出し、
　　残りの２枚はそれぞれの会員が保管してください。